

南三陸町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第4回） 前回（第3回）	平成24年9月10日（月）14：00～14：50 平成24年8月20日（月）13：30～14：00				
場 所	宮城県庁9階 第一會議室					
復興整備事業		<p>市街地開発事業（1地区）</p> <p>※ 東日本大震災復興特別区域法第48条第1項（及び第2項）関係：① （うち関連する県決定分の都市計画道路3・4・3駅前みなと線の廃止は国土交通大臣の同意） 同法第49条第1項関係：①</p> <p>① 南三陸町志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業</p> <p>集団移転促進事業（5地区）</p> <p>※ 東日本大震災復興特別区域法第53条第4項関係：①～⑤ 同法第49条第1項関係：⑤</p> <p>① 清水地区防災集団移転促進事業</p> <p>② 志津川地区防災集団移転促進事業（志津川東地区）</p> <p>③ 志津川地区防災集団移転促進事業（志津川中央地区）</p> <p>④ 志津川地区防災集団移転促進事業（志津川西地区）</p> <p>⑤ 保呂毛・田尻畑地区防災集団移転促進事業</p> <p>都市施設の整備に関する事業（4施設）</p> <p>※ 東日本大震災復興特別区域法第48条第1項（及び第2項）関係：①～④ （うち②、③に関連する県決定分の都市計画道路3・4・1水尻橋新井田線及び3・5・6八幡橋御前下線の変更は国土交通大臣の同意） 同法第49条第1項関係：①</p> <p>① 南三陸町志津川中央地区津波復興拠点整備事業</p> <p>② 一般国道45号道路事業</p> <p>③ 一般国道398号道路事業</p> <p>④ 一般県道志津川登米線道路事業</p> <p>その他施設の整備に関する事業（1施設）</p> <p>※ 東日本大震災復興特別区域法第48条第1項関係：① 同法第49条第1項関係：①</p> <p>① 南三陸町志津川中央地区災害公営住宅整備事業</p>				
出席者		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">南三陸町</td> <td style="padding: 5px;">副町長 遠藤 健治 復興企画課長 三浦 清隆 復興事業推進課長 及川 明 復興事業推進課 課長補佐 畑 文隆 復興企画課 復興政策係 上席主幹 小倉 史郎</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">復興庁</td> <td style="padding: 5px;">宮城復興局 主任専門調査官 佐藤 達也 〃 主査 児玉 昌也</td> </tr> </table>	南三陸町	副町長 遠藤 健治 復興企画課長 三浦 清隆 復興事業推進課長 及川 明 復興事業推進課 課長補佐 畑 文隆 復興企画課 復興政策係 上席主幹 小倉 史郎	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 佐藤 達也 〃 主査 児玉 昌也
南三陸町	副町長 遠藤 健治 復興企画課長 三浦 清隆 復興事業推進課長 及川 明 復興事業推進課 課長補佐 畑 文隆 復興企画課 復興政策係 上席主幹 小倉 史郎					
復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 佐藤 達也 〃 主査 児玉 昌也					

国土交通省	都市局 都市安全課 脇坂 隆一 東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課長 片川 覚 都市局 都市安全課 吉田 良勝 東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課 計画調整第一係長 及川 齊弘
農林水産省	東北農政局 農村計画部 農村振興課長 清水 一教 〃 〃 農村振興課 農村復興指導官 後藤 幸雄
宮城県	土木部 都市計画課長 櫻井 雅之 〃 復興まちづくり推進室 室長補佐（総括担当） 佐々木 康栄 〃 建築宅地課 技術補佐（総括） 奥山 隆明 〃 復興住宅整備室 技術補佐（総括担当） 千葉 博之 農林水産部 農業振興課 副参事兼課長補佐（総括担当） 松野 公行 〃 林業振興課 技術参事兼課長 佐藤 好昭 震災復興・企画部 地域復興支援課長 熊谷 良哉

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

南三陸町復興整備協議会規約第7条により、南三陸町の遠藤副町長が議長となる。

(南三陸副町長 遠藤)

南三陸町復興整備計画（第3回変更）（案）について、事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興企画課長 三浦)

それでは、南三陸町復興整備計画（第3回変更）（案）について、御説明申し上げます。

【様式第2ほか図面等について、主に変更部分を説明】

(南三陸副町長 遠藤)

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(南三陸町副町長 遠藤)

今回の南三陸町復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計

画決定及び変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、都市計画決定及び変更について事務局から説明をお願いします。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【都市計画の図書（「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」ほか6件）について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県都市計画課から補足することはございませんでしょうか。

(宮城県土木部都市計画課長 櫻井)

都市計画決定について補足説明。

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(南三陸副町長 遠藤)

この事項のうち、3・4・3駅前みなと線、3・4・1水尻橋新井田線、3・5・6八幡橋御前下線につきましては、東日本大震災復興特別区域法第48条第2項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北地方整備局の片川様、いかがですか。

(東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課長 片川)

今回計画に記載された一般国道に係る都市計画道路3路線の変更について同意します。

(南三陸副町長 遠藤)

では、この事項につきましては、国土交通大臣の同意をいただいたものといたします。

今回の南三陸町復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第53条の規定に基づく集団移転促進事業の策定に関する特例措置を適用することとしておりますが、集団移転促進事業計画について事務局から説明をお願いします。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【集団移転促進事業計画（5地区）について説明】

(南三陸副町長 遠藤)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県建築宅地課から補足することはございませんでしょうか。

(宮城県土木部建築宅地課技術補佐 奥山)

特にありません。

(南三陸副町長 遠藤)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(南三陸副町長 遠藤)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得ることとなっておりますが、国土交通省の脇坂様、いかがでしょうか。

(国土交通省 都市局 都市安全課 脇坂)

今回計画に記載された5地区の事業について同意します。

(南三陸副町長 遠藤)

では、この事項につきましては、国土交通大臣の同意をいただいたものといたします。

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明をお願いします。

(南三陸町事務局 復興企画課長 三浦)

【様式第8について、主に変更点を説明】

(南三陸副町長 遠藤)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(南三陸副町長 遠藤)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水様、いかがでしょうか。

(東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

今回計画に記載された土地利用方針については異存ありません。

(南三陸副町長 遠藤)

では、この事項につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。

(南三陸副町長 遠藤)

では、今回の復興整備計画全体について、了承されました。

以上で、議事を終了いたします。

3 閉会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐）

○協議結果

- ・市街地開発事業（1地区）、都市施設の整備に関する事業（4施設）及びその他施設の整備に関する事業（1施設）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく都市計画決定について協議会で了承された。
- ・県決定分の都市計画道路のうち、一般国道（3路線）の変更について、東日本大震災復興特別区域法第48条第2項の規定に基づく国土交通大臣の同意を得た。
- ・集団移転促進事業（1地区）、都市施設の整備に関する事業（1施設）及びその他施設の整備に関する事業「災害公営住宅整備事業」（1施設）の区域にかかる土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。
- ・集団移転促進事業（5地区）について、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項に基づく国土交通大臣の同意を得た。